

答弁書第二号

内閣参質一六四第二号

平成十八年二月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千 景殿

参議院議員大田昌秀君提出沖縄の米軍基地の返還と跡地利用による経済効果等に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

参議院議員大田昌秀君提出沖縄の米軍基地の返還と跡地利用による経済効果等に関する質問に対する

答弁書

一について

防衛施設庁が、我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）の施設及び区域（以下「施設・区域」という。）のうち沖縄県に所在するものに係る土地の所有者に対し、平成十六年度に支払った賃借料について、施設・区域ごとにお示しすると次のとおりである。

北部訓練場にあつては約五千三百万円、奥間レスト・センターにあつては約一億八千六百万円、伊江島補助飛行場にあつては約十三億六千六百万円、八重岳通信所にあつては約四百万円、慶佐次通信所にあつては約百万円、キャンプ・シュワブにあつては約二十四億三千三百万円、辺野古弾薬庫にあつては約一億七千万円、キャンプ・ハンセンにあつては約七十億千五百万円、ギンバル訓練場にあつては約八千八百万円、金武レッド・ビーチ訓練場にあつては約千二百万円、金武ブルー・ビーチ訓練場にあつては約五千九百万円、瀬名波通信施設にあつては約三億七千四百万円、嘉手納弾薬庫地区にあつては約百三億九百万円、楚辺通信所にあつては約三億六千八百万円、読谷補助飛行場にあつては約一億六千三百万円、天願棧橋に

あつては約千三百万円、キャンプ・コートニーにあつては約十二億三千百万円、キャンプ・マクトリアスにあつては約三億六千四百万円、キャンプ・シールズにあつては約六億六千二百万円、トリイ通信施設にあつては約十三億四千七百万円、嘉手納飛行場にあつては約二百四十七億六千九百万円、キャンプ桑江にあつては約九億八千万円、キャンプ瑞慶覧にあつては約八十四億六千三百万円、泡瀬通信施設にあつては約六億千九百万円、ホワイト・ビーチ地区にあつては約九億五千六百万円、普天間飛行場にあつては約六十四億千七百万円、牧港補給地区にあつては約四十五億二百万円、那覇港湾施設にあつては約十九億六千万円、陸軍貯油施設にあつては約十一億九千五百万円、島島射爆撃場にあつては約二百万円、出砂島射爆撃場にあつては約千四百万円、久米島射爆撃場にあつては約十万円である。黄尾嶼射爆撃場及び沖大東島射爆撃場に係る賃借料については、これを明らかにすることにより、個人の権利利益が害されるおそれ等があるので、答弁を差し控えたい。

お尋ねの「軍雇用者所得」について、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和三十五年条約第七号）第十二条第四項の規定に基づき我が国が雇用している駐留軍等労働者に対し支給された平成十六年度

の給与（以下「給与」という。）を、施設・区域ごとにお示しすると次のとおりである。

北部訓練場にあつては約五千六百万円、奥間レスト・センターにあつては約四億三千八百万円、伊江島補助飛行場にあつては約一億八千七百万円、八重岳通信所にあつては約三千九百万円、キャンプ・シュワブにあつては約九億七千三百万円、辺野古弾薬庫にあつては約一億六千四百万円、キャンプ・ハンセンにあつては約二十二億八千五百万円、瀬名波通信施設にあつては約三億九百万円、嘉手納弾薬庫地区にあつては約十四億四千五百万円、楚辺通信所にあつては約一億六千二百万円、キャンプ・コートニーにあつては約十七億二千二百万円、キャンプ・マクトリアスにあつては約一億三千九百万円、キャンプ・シールズにあつては約三億二千三百万円、トリイ通信施設にあつては約二十億六千七百万円、嘉手納飛行場にあつては約百三十二億八千三百万円、キャンプ桑江にあつては約十一億九千四百万円、キャンプ瑞慶覧にあつては約百十一億三千七百万円、ホワイト・ビーチ地区にあつては約四億九千七百万円、普天間飛行場にあつては約十億七百万円、牧港補給地区にあつては約五十九億七千五百万円、那覇港湾施設にあつては約四億九千六百万円、陸軍貯油施設にあつては約五億七千九百万円である。泡瀬通信施設に係る給与については、これを明らかにすることにより、個人の権利利益が害されるおそれがあるので、答弁を差し控えたい。

お尋ねの「建設工事代」について、すべては把握していないが、平成十六年度に防衛施設庁が沖縄県に所在する施設・区域において建設工事に要する経費として支出した額を、施設・区域ごとにお示しすると次のとおりである。

奥間レスト・センターにあつては約二千百万円、伊江島補助飛行場にあつては約千二百万円、キャンプ・シュワブにあつては約一億五千三百万円、キャンプ・ハンセンにあつては約四十三億二千六百万円、ギンバル訓練場にあつては約五十万円、嘉手納弾薬庫地区にあつては約五億三千二百万円、トリイ通信施設にあつては約五億三千五百万円、嘉手納飛行場にあつては約三十二億円、キャンプ瑞慶覧にあつては約百三十三億八百万円、ホワイト・ビーチ地区にあつては約二十億八千六百万円、普天間飛行場にあつては約六百万円、牧港補給地区にあつては約二百万円、那覇港湾施設にあつては約十四億八千三百万円、陸軍貯油施設にあつては約二億五千九百万円である。

お尋ねの「基地及び施設内での燃料などの物資購入費」について、すべては把握していないが、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国

との間の協定（平成十二年条約第十二号）に基づく合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関による公用調達に係る経費の負担に当たり、防衛施設庁が把握した当該公用調達による燃料に係る平成十六年度のアメリカ合衆国の支払実績額について、施設・区域ごとにお示しすると次のとおりである。

奥間レスト・センターにあつては約百万円、キャンプ・シュワブにあつては約百万円、キャンプ・ハンセンにあつては約三百万円、キャンプ・コートニーにあつては約百万円、嘉手納飛行場にあつては約千六百万円、キャンプ瑞慶覧にあつては約三百万円、普天間飛行場にあつては約十百万円、牧港補給地区にあつては約二百万円である。

また、右に述べた額を施設・区域ごとに合計したものをお示しすると次のとおりである。

北部訓練場にあつては約一億九百万円、奥間レスト・センターにあつては約六億四千六百万円、伊江島補助飛行場にあつては約十五億六千五百万円、八重岳通信所にあつては約四千三百万円、慶佐次通信所にあつては約百万円、キャンプ・シュワブにあつては約三十五億六千万円、辺野古弾薬庫にあつては約三億三千四百万円、キャンプ・ハンセンにあつては約百三十六億二千九百万円、ギンバル訓練場にあつては約八千九百万円、金武レッド・ビーチ訓練場にあつては約千二百万円、金武ブルー・ビーチ訓練場にあつて

は約五千九百万円、瀬名波通信施設にあつては約六億八千三百万円、嘉手納弾薬庫地区にあつては約百二十二億八千六百万円、楚辺通信所にあつては約五億三千万円、読谷補助飛行場にあつては約一億六千三百万円、天願栈橋にあつては約千三百万円、キャンプ・コートニーにあつては約二十九億五千四百万円、キャンプ・マクトリアスにあつては約五億三百万円、キャンプ・シールズにあつては約九億八千五百万円、トリイ通信施設にあつては約三十九億四千九百万円、嘉手納飛行場にあつては約四百十二億六千八百万円、キャンプ桑江にあつては約二十一億七千五百万円、キャンプ瑞慶覧にあつては約三百二十九億千百万円、ホワイト・ビーチ地区にあつては約三十五億三千九百万円、普天間飛行場にあつては約七十四億三千万円、牧港補給地区にあつては約百四億八千百万円、那覇港湾施設にあつては約三十九億四千万円、陸軍貯油施設にあつては約二十億三千三百万円、鳥島射爆撃場にあつては約二百万円、出砂島射爆撃場にあつては約千四百万円、久米島射爆撃場にあつては約十百万円である。泡瀬通信施設、黄尾嶼射爆撃場及び沖大東島射爆撃場については、これを明らかにすることにより、個人の権利利益が害されるおそれ等があるので、答弁を差し控えたい。

お尋ねの「日本側売店売上」については、承知していない。

二について

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）第二条第二号に規定する駐留軍用地跡地（以下「駐留軍用地跡地」という。）ごとのお尋ねの経済及び雇用効果等については、政府としては承知していない。

三について

沖縄県における施設・区域の整理・統合・縮小を着実に推進する中で、駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化は、沖縄の振興の観点からも重要な課題であると認識している。

